守ります。あなたの財産

消費者団体訴訟制度

差止請求　　**被害回復**

内閣総理大臣が認定した消費者団体が、
事業者の不当な行為の差止や
消費者に代わって被害の回復を行います。

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

「差止請求」って?

適格消費者団体が、「不当な勧誘」、「不当な契
めるように求めることができる制度です。

適格消費者団体とは・・・

以下の要件を満たし、差止請求を行うのに必要な適格性を有するとして、内閣総理大臣が認定した消費者団体です。

- 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人であること
- 不特定多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を主たる目的として、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていること
- 差止請求のための組織体制や業務規程を適切に整備していること
- 消費生活及び法律の専門家を確保していること
- 経理的基礎を有すること　など

差止請求の対象は・・・

事業者が不特定かつ多数の消費者に対して消費者契約法等に違反する不当な行為を行っている、又は、行うおそれがあるときが対象です。

（※消費者契約法のほか、景品表示法、特定商取引法、食品表示法に規定されています。）

嘘を言う等の不当な勧誘

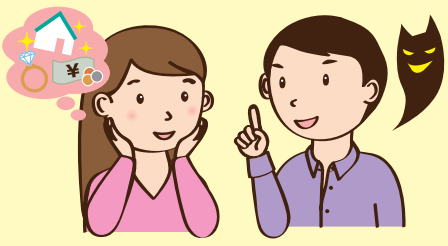

キャンセルできない等と記載した不当な契約条項

実際より優れた内容であるかのような不当な表示

適格消費者団体が、事業者の不当な行為をやめるように求めます。

約条項」、「不当な表示」などの事業者の不当な行為をや

差止請求の流れ

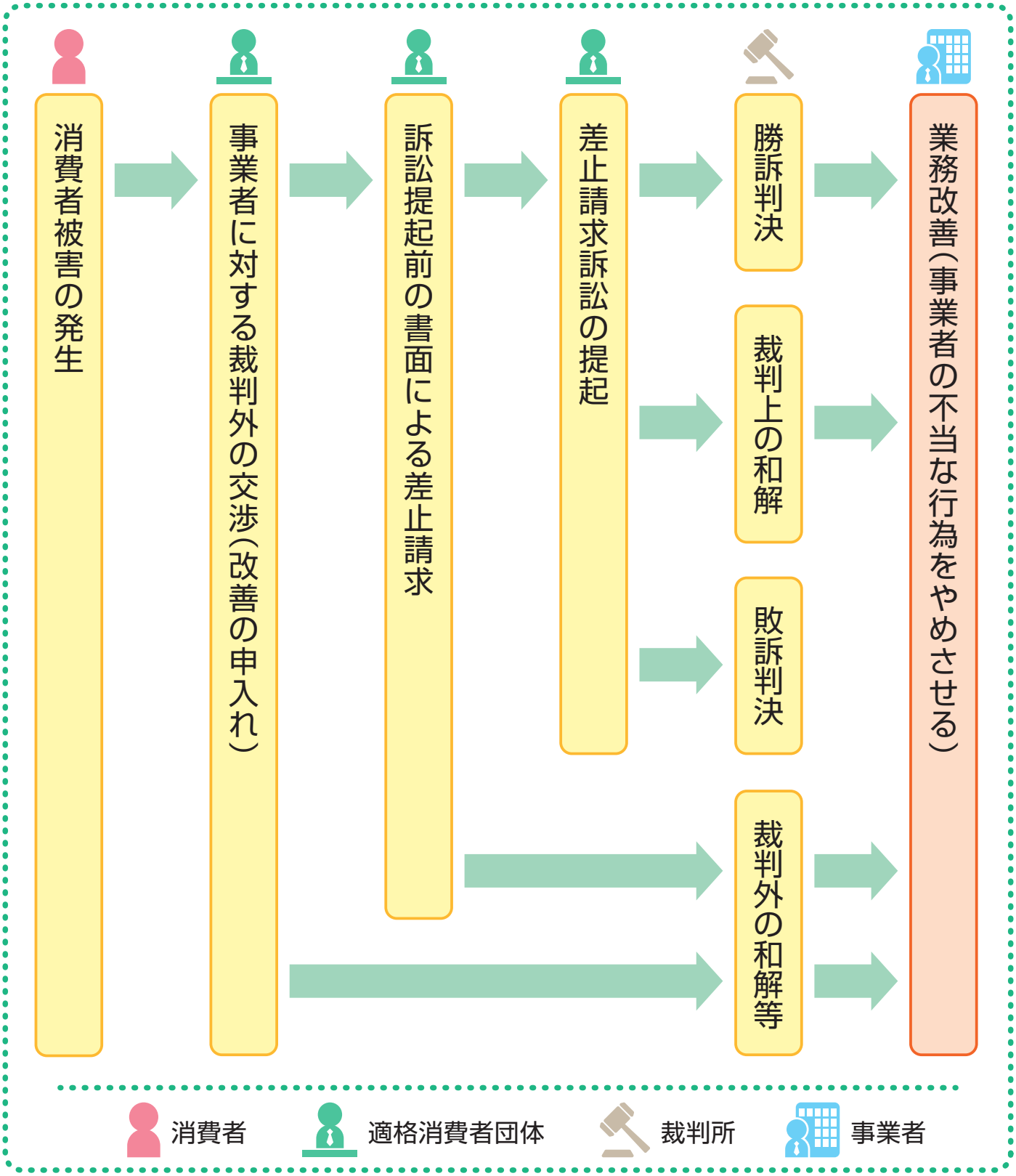

「被害回復」って?

多数の消費者に共通して生じた財産的被害
被害の回復を求めることができる制度です。

特定適格消費者団体とは・・・

以下の要件を満たし、被害回復裁判手続を行うのに必要な適格性を有するとして、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体です。

- 差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていること
- 被害回復のための組織体制や業務規程を適切に整備していること
- 理事に弁護士を選任していること　など

被害回復の対象は・・・

消費者と事業者との間で締結される契約に関して、被害を受けた消費者から事業者に対して一定の金銭の支払請求権が生じるものが対象です。

（※ただし、慰謝料や治療費等は対象外です。）

詐欺的な未公開株取引	マンションの耐震偽装	中途解約しても返金されない英会話教室

特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害回復裁判手続を行い、事業者から被害金額を取り戻します。

について、**特定適格消費者団体**が訴訟を通じて集団的な

被害回復の流れ〈2段階型の訴訟制度〉

特定適格消費者団体が、事業者の金銭支払義務の確認を求めて訴訟を提起（第1段階）し、事業者の支払義務が確定した後、被害を受けた個々の消費者の債権額（返金額）の確定（第2段階）が行われます。

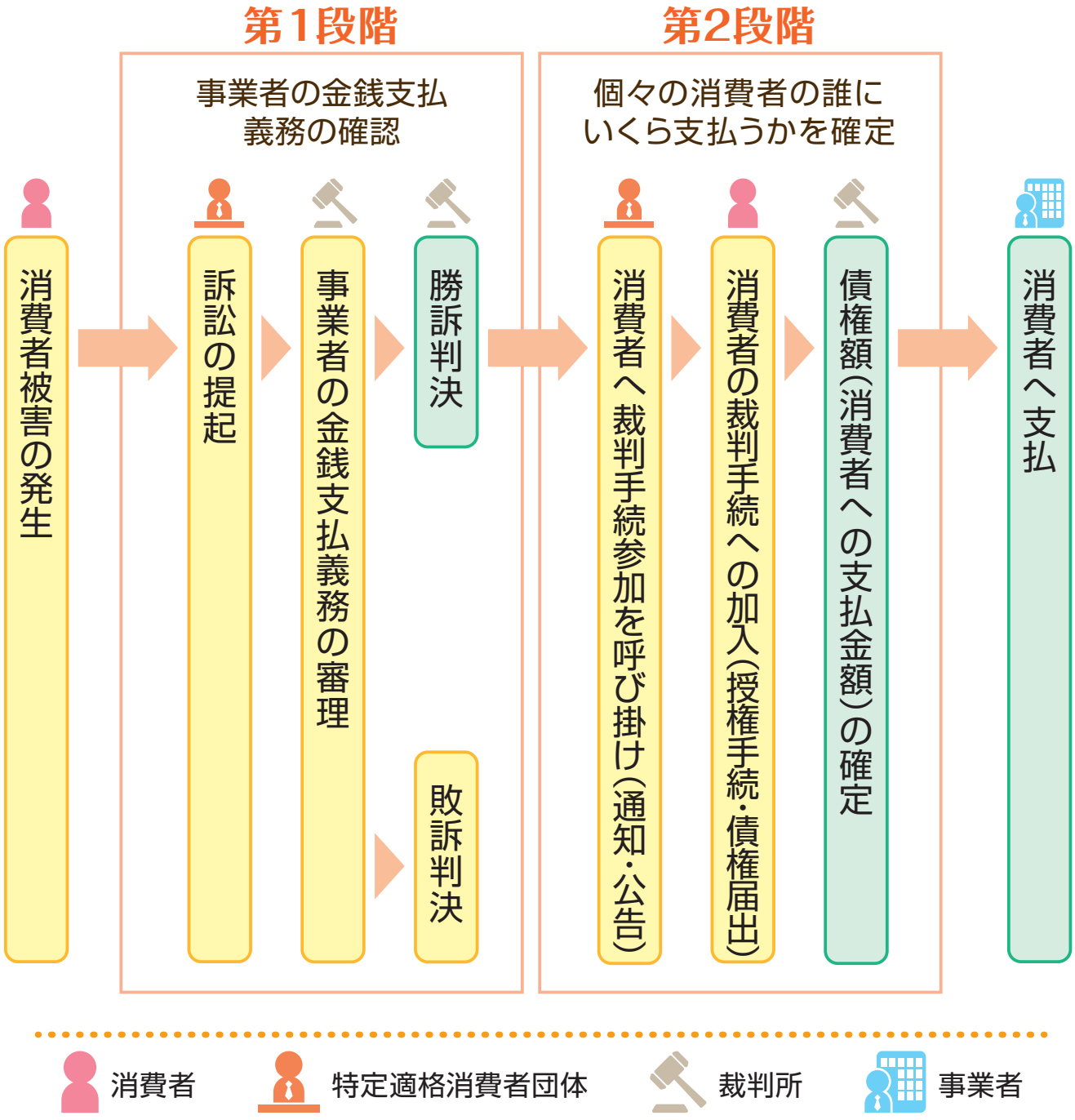

あなたの疑問にお答えします！

差止請求

Q1 不当な勧誘、不当な契約条項や不当な表示を見つけたときはどうすればいいですか。

A 本パンフレット裏面の**適格消費者団体・特定適格消費者団体に情報提供**をお願いします。
適格・特定適格消費者団体は寄せられた情報を基に調査・分析し、不当な行為があると判断した場合には、事業者に改善・中止を申し入れます。

Q2 不当な行為によりトラブルになったときはどうすればいいですか。

A あなたが、個別にトラブルを解決したい場合は、全国にある**消費生活センターにご相談**ください（「消費者ホットライン（局番なし「188」番）」にお電話ください。）。
また、あなたと同じようなトラブルを防ぎたいという場合は、適格・特定適格消費者団体にご相談ください。ご相談いただいた内容を基にQ1のような検討を行います。

被害回復

Q3 払ったお金を取り戻したい（被害を回復したい）ときはどうすればいいですか。

A 本パンフレット裏面の**特定適格消費者団体にご相談**ください。
（全国にある消費生活センターに相談し個別の解決を図ることも可能です。その場合は、消費者ホットライン（局番なし「188」番）にお電話ください。）

Q4 被害回復制度が2段階型の訴訟制度になっているのはどうしてですか。

A **消費者が手続に参加しやすい**ようにするためです。
事業者からお金を取り戻すことができるか分からないままでは、多くの消費者が、手続への参加をためらってしまいます。
そこで、本制度では、まず、1段階目の手続で事業者にお金を支払う義務があることを確定させ、消費者は、その結果を踏まえて、誰にいくらを支払うかを決める2段階目の手続に参加することができるようにしているのです。

Q5 私一人でもお金を取り戻して（被害を回復して）もらえますか。

A まずは、本パンフレット裏面の**特定適格消費者団体にご相談**ください。
あなたと同様な被害が**多数**発生している場合は、特定適格消費者団体が、お金を取り戻すための手続を行います。

Q6 被害回復制度を利用して慰謝料や治療費を請求することはできますか。

A 本制度を利用して、**慰謝料や治療費を請求することはできません。**
このような被害を受けた個々の消費者の事情のばらつきが大きい損害については、事業者にお金を支払う義務があることが確定しても、被害を受けた個々の消費者にいくら支払うべきかを簡易迅速に確定することが困難なためです。

Q7 本制度により被害を回復してもらうためには費用がかかりますか。

A **費用はかかります。**
特定適格消費者団体が裁判手続を追行するためには一定の費用が必要になります。そのため、本制度により被害を回復してもらうためには、特定適格消費者団体に対して、一定の**裁判費用や報酬を支払う必要**があります。
詳しくは、消費者庁のウェブサイトに掲載された各特定適格消費者団体の報酬・費用に関する規程をご覧ください。

Q8 特定適格消費者団体に相談後、この団体から手続への参加を呼び掛ける通知が届きました。どうすればよいですか。

A 本制度を利用して事業者からお金を取り戻したい場合には、その通知に従って**特定適格消費者団体に連絡し、手続に参加**してください。
手続への参加をしないと、本制度を利用してお金を取り戻すことはできません。
なお、本当に特定適格消費者団体からの通知かどうかは、消費者庁のウェブサイトや消費者ホットライン（局番なし「188」番）で必ず確認してください。

Q9 特定適格消費者団体から通知が届きません。私はお金を取り戻せないのでしょうか。

A 特定適格消費者団体があなたの被害を把握していない場合は、Q8のような通知が届くことはありません。
ただし、**特定適格消費者団体はインターネット等を活用して広く消費者に手続への参加を促します。**このような情報を見た場合には、速やかに特定適格消費者団体に連絡し、手続に参加してください。

Q10 「消費者スマイル基金」とは何ですか。

A 特定適格消費者団体や適格消費者団体の活動を支援する団体です。
特定適格消費者団体や適格消費者団体が活動するには一定の資金が必要になります。特定非営利活動法人「消費者スマイル基金」は企業や個人に寄付金を募り、**特定適格消費者団体等に対する助成活動を通じて、その活動を支援**しています。「消費者スマイル基金」について更に詳しく知りたい方は次のウェブサイトをご参照ください。（https://www.smile-fund.jp/）

もっと知りたい方は消費者庁のウェブサイトへ

（動画による解説もあります。）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/

消費者庁　消費者団体訴訟制度　検索

内閣総理大臣認定

適格消費者団体
特定適格消費者団体

令和４年２月現在

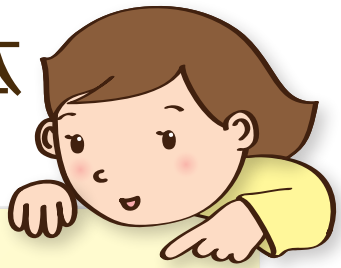

①	特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく	TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477
②	特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク	TEL 028-678-8000 FAX 028-678-8000
③	特定非営利活動法人 消費者支援群馬ひまわりの会	TEL 0277-55-1400 FAX 0277-55-1429
④	特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば	TEL 043-239-6037 FAX 043-239-6038
⑤	公益社団法人 全国消費生活相談員協会	TEL 03-5614-0543 FAX 03-5614-0743
⑥	特定非営利活動法人 消費者支援かながわ	TEL 045-349-9729 FAX 045-349-9267
⑦	特定非営利活動法人 消費生活ネットワーク新潟	TEL 025-384-4021 FAX 025-384-4022
⑧	特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ	TEL 076-254-6733 FAX 076-254-6744
⑨	特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海	TEL 052-734-8107 FAX 052-734-8108
⑩	特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク	TEL 075-211-5920 FAX 075-746-5207
⑪	特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205
⑫	特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま	TEL 086-230-1316 FAX 086-230-6880
⑬	特定非営利活動法人 消費者ネット広島	TEL 082-962-6181 FAX 082-962-6182
⑭	特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット	TEL 089-987-3101 FAX 089-987-3130
⑮	特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡	TEL 092-292-9301 FAX 092-292-9302
⑯	特定非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム	TEL 0952-37-9839 FAX 0952-37-9859
⑰	NPO法人 消費者支援ネットくまもと	TEL 096-356-3110 FAX 096-356-3119
⑱	特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク	TEL 097-521-2206 FAX 097-521-2206

①	特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887
②	特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	TEL 048-844-8972 FAX 048-829-7444
③	特定非営利活動法人 消費者機構日本	TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077
④	特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730

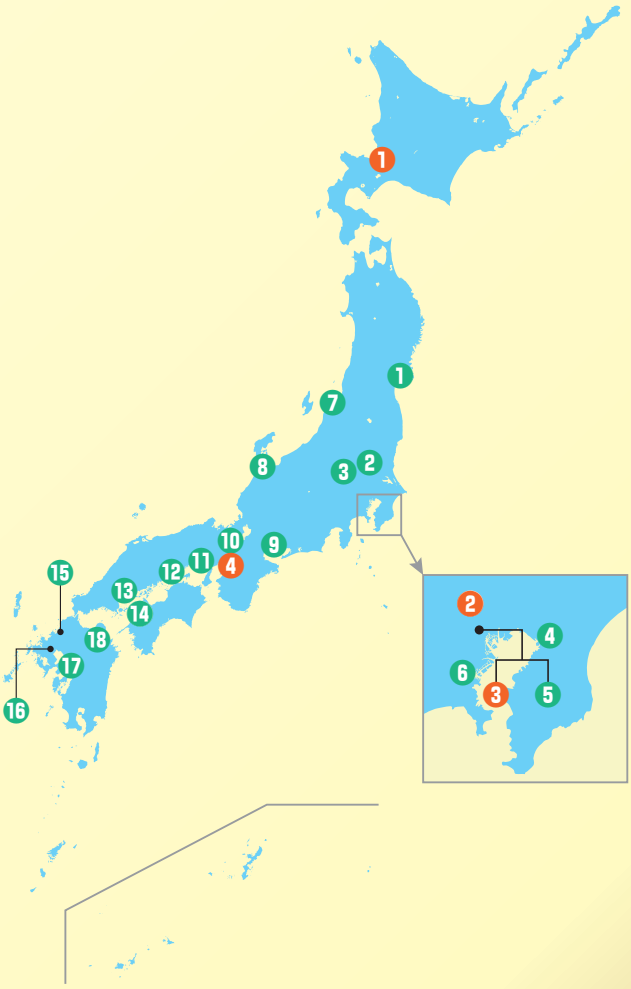

※ ●は適格消費者団体、●は特定適格消費者団体を表します。
※ 地図上の所在地は、変わる場合があります。
※ 団体により、電話受付時間は異なります。
※ 最新の情報は、以下の消費者庁のウェブサイトをご覧下さい。

このパンフレットに関するお問合せは

消費者庁 消費者制度課　TEL 03-3507-8800（代表）　**https://www.caa.go.jp/**
FAX 03-3507-9283

令和４年２月